

財務書類4表を読み解く

【4】純資産変動計算書

期首(前年度)純資産残高	276億 2,768万円
1. 純経常行政コスト	△71億 4,479万円
2. 一般財源(町税、地方交付税等)	60億 3,339万円
3. 補助金等受入額	11億 5,118万円
4. 臨時損益	△664万円
年間変動額	3,314万円
(1~4の計上額の合計)	
期末(当年度)純資産残高	276億 6,082万円
[期首(前年度)純資産残高+年間変動額]	

④純資産変動計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)
 貸借対照表内の「純資産の部」に計上されている金額が、1年間でどのように変動したかを示した表です。
 本町では、対価で賄いきれない純経常行政コストは、純資産により賄うため△71億4479万円、町税や地方交付税などの一般財源は60億3339万円、国及び県から受け入れた補助金等受入額は

【1】社会資本形成の世代間負担比率
 公共資産を調達してきた財源構成より、これまでの世代が負担してきた割合と今後の世代が将来負担していく割合を表す指標です。
 本町では社会資本形成の過去

を131億3971万円の負債と276億6082万円の純資産により調達しました。なお、平成18年度の貸借対照表と比較した場合、資産の部の9割を占める公共資産が65億208万円増額しています。主な要因は、公共資産の耐用年数の見直しです。

財務書類4表から見る財政分析
 現在までの本町の財務状況をより深く把握するため、各財務書類を活用した財政分析を行いました。この財政分析を活用し、健全な行財政運営を図っていきます。

【2】有形固定資産の行政目的別割合
 公共資産のうち、不動産、動産及びそれらの従物の行政目的別割合をみることに、行政分野ごとの公共資産形成の比重を把握することができます。
 なお、本町では道路や町営住宅などの生活インフラ、国土保全、学校施設などの教育、役場の庁舎などの総務が、高い割合となっており、その3項目を中心

行政目的	金額	構成比
①生活インフラ・国土保全	139億 3,513万円	37.2%
②教育	86億 7,669万円	23.2%
③福祉	18億 156万円	4.8%
④環境衛生	3億 1,834万円	0.8%
⑤産業振興	51億 3,417万円	13.7%
⑥消防	7億 4,966万円	2.0%
⑦総務	68億 4,611万円	18.3%
有形固定資産合計	374億 6,166万円	100.0%

及び現世代負担比率73・8%、社会資本形成の将来世代負担比率29・9%でした。
 なお平均的な値は、過去及び現世代負担比率が50~90%、将来世代負担比率が15~40%とされています。おおむね平均的な値を示しています。

【3】歳入額対資産比率
 歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを表す指標で、本町では4・4でした。
 なお、歳入額対資産比率の平均的な値は3~7とされています。おおむね平均的な値を示しています。

【4】受益者負担比率
 行政コスト計算書における経常収益は、受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担比率を算定することができます。本町での受益者負担比率は4%でした。
 受益者負担比率の平均的な値は、2%~8%とされています。
 本町では、おおむね平均的な値を示しています。

これらの詳しい資料は町のホームページでも見ることができます。
【問い合わせ】 財政課 財政係
 ☎055(272)6091

財務書類4表の公表

平成18年8月に公表された「地方革新新指針」において、町村などは平成23年に、一般会計、特別会計及び一部事務組合会計など関連するすべての会計を連結した貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書及び純資産変動計算書(財務書類4表)の作成、公表に取り組むことを要請されています。それに先立ち、本町では平成19年度普通会計の財務書類4表を、総務省方式改定モデルに準じ作成しましたので公表します。

※総務省方式改定モデル
 既存の財政統計の情報を活用して作成することが可能で、段階的に公共資産に関する台帳を整備し、公共資産の評価を行うことが認められている作成手法

①貸借対照表(平成20年3月31日現在)

住民サービスを提供するために保有している資産と、その資産をどのような財源で調達してきたかを示した表です。バランスシートとも呼ばれています。本町では、これまでに408億53万円の資産を取得し、その資産

【1】バランスシート

【借方】	
資産の部	
1. 公共資産	374億 6,166万円
2. 投資等	16億 4,932万円
(1) 投資及び出資金	0万円
(2) 貸付金	0万円
(3) 基金等	15億 3,641万円
(4) 長期延滞債権	1億 1,291万円
3. 流動資産	16億 8,955万円
(1) 現金預金	16億 4,399万円
(2) 未収金	4,556万円
資産の部 合計	408億 53万円

【貸方】	
負債の部	
1. 固定負債	122億 1,233万円
(1) 地方債	103億 6,904万円
(2) 長期未払金	0万円
(3) 退職手当引当	18億 4,329万円
(4) その他	0万円
2. 流動負債	9億 2,738万円
(1) 翌年度償還予定地方債	8億 3,629万円
(2) 賞与引当金	9,108万円
負債の部合計	131億 3,971万円
純資産の部	276億 6,082万円
負債及び純資産の部合計	408億 53万円

【2】行政コスト計算書

経常行政コスト	
1. 人にかかるコスト	15億 3,235万円
2. 物にかかるコスト	27億 6,568万円
3. 移転支的なコスト	29億 6,732万円
4. その他のコスト	1億 8,042万円
経常行政コスト合計	74億 4,577万円
経常収益	
使用料・手数料・分担金等	3億 97万円
純経常行政コスト(経常行政コスト-経常収益)	
71億 4,480万円	

②行政コスト計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)
 1年間の行政活動のうち、児童手当などの社会保障給付やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、対価として得られた収入を対比した表です。
 本町では、平成19年度に実施した資産形成に結びつかない行政サービスにかかるコストは74億4577万円、対価として得られた収益は3億97万円、経常収益では賄えないコストは71億4480万円です。

【3】資金収支計算書

1. 当年度歳計現金増減額 1億 2,293万円	
(1) 経常的収支	22億 8,263万円
(2) 公共資産整備収支	△3億 2,421万円
(3) 投資・財務的収支	△18億 3,549万円
2. 期首(前年度)歳計現金残高 4億 1,031万円	
3. 期末(当年度)歳計現金残高 5億 3,324万円	
[当年度歳計現金増減額+期首(前年度)歳計現金残高]	

③資金収支計算書(平成19年4月1日~平成20年3月31日)
 1年間の歳計現金(資金)の出入りの情報を、性質の異なる3つの区分(経常的収支、公共資産整備収支、投資・財務的収支)に分けて示した表です。
 収支によっては△が計上されていますが、経常的収支の余剰分である町税等の一部で賄っています。
 本町では、年間の収支の増減を示す当年度歳計現金増減額が1億2293万円の黒字、前年度の歳計現金とあわせて期末歳計現金残高が5億3324万円の黒字となりました。

高額医療・高額介護合算療養制度

医療と介護、両方のサービス を利用している世帯の負担を 軽減する制度が始まります

世帯内の国民健康保険の被保険者の方全員が、一年間にお支払いされた医療と介護の自己負担額を合計し、基準額を超えた場合に、その超えた金額を支給します。

平成21年度の支給要件と支給額

- ①平成20年8月から21年7月までの12カ月間、または
- ②平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間に支払いされた医療と介護の自己負担額が、下の表の基準額を超える場合に、その超えた金額を支給します。
- ※①および②は、いずれか支給額の多いほうが適用されます。
- ※②の16カ月間での適用は今年度の特例です。

負担額の軽減される方

- 夫婦2人世帯の例（夫婦とも70歳から74歳で住民税非課税）
- 平成20年8月から翌年7

月までの1年間に、医療保険で25万円、介護保険で25万円を支払い、年50万円の負担があった場合

左の表から基準額が31万円のため、申請することにより50万円-31万円=19万円が返済されます。

基準額一覧	70歳未満の方	
	① 12カ月間の基準額 (H20年8月～H21年7月)	② 16カ月間の基準額 (H20年4月～H21年7月)
世帯全員の合計所得が600万円以上	126万円	168万円
世帯員全員が住民税非課税	34万円	45万円
上記以外の方	67万円	89万円
70～74歳の方		
高齢者受給者証の負担割合が3割の場合	67万円	89万円
世帯員全員が住民税非課税の場合	31万円	41万円
世帯員全員が住民税非課税かつ世帯員全員の所得が0円 例) 年金収入のみで85万円以下など	19万円	25万円
上記以外の場合	56万円	75万円

※算定の対象となる自己負担額は、医療、介護とも、高額療養費や高額介護サービス費で補填された額を除いて計算します。

申請手続きについての 注意点

支給の対象となる被保険者の方には、12月頃に通知いたします。お知らせが来た場合は、指定された窓口（町民課若しくは各支所）にて申請して下さい。

※ただし、平成20年4月から平成21年7月までの間に市町村を越えて転居された方、または他の医療保険から国民健康保険に移られた方には、申請の対象となってもお知らせできない場合がありますのでご注意ください。

※後期高齢者医療保険に加入している75歳以上の方にも、同様の制度が始まります。（74歳以下の方は支給要件・基準額が異なります。詳しくは詳細が決まり次第お知らせします）

ご不明な点は、町民課国保老健係 ☎055(2)72-1105までお問い合わせ下さい。

「農業振興地域整備計画総合見直し」 を行います

農用地の有効利用と優良農地の確保を目指した

市川三郷町では、平成22年3月を目標に農業振興地域整備計画の総合見直しを行います。今回の変更により旧町単位で現在3つある農業振興地域整備計画が、「市川三郷町農業振興地域整備計画」に一本化されます。

個人が農振除外を希望する場合は、町に「農用地区域除外申出書」を提出し、その内容が農振法に定める次に示す除外要件を全て満たすことが必要です。

※なお、全ての除外申出が認可されるとは限りません。農用地の選定は、慎重にお願致します。

※総合見直し：町の国土利用計画や都市計画等の各種振興計画と整合性を図り、農業振興の方向を、概ね10年見通した中長期計画のこと

※農用地：耕作を目的とする農地や採草地、放牧地のこと

■農振除外の基準

次に掲げる①から④までの要件すべて該当する場合に、農振除外を検討します。

- ①除外しようとする農用地以外に、農用地区域外で代替できる適当な土地がないこと。
- ②新たに除外しなくても利用できる土地を保有していない。
- ③農用地区域外の農用地で検討したが不調であった。等

- ・周辺農用地の農業効率が低下しないこと。
- ・農用地の真ん中に新たに建物等が出現しないこと。
- ・周辺の農用地の日当たりが悪化しないこと。等

③土地改良施設の機能に支障を及ぼすおそれがないこと。

- ・農業用排水施設がかい廃されないこと。等
- ④国又は県の直轄事業又は補助事業による土地改良事業、農用地開発事業、農業構造改善事業等によって土地整備事業を実施中又は当該事業完了後8年未満の優良農用地区域内の農用地でないこと。

■総合見直しの受付

【申出期限】7月1日～8月31日

【提出先】町産業振興課農林係（三珠庁舎内）または、六郷支所庶務係

【提出書類】①除外申出書 ②除外地の登記簿謄本 ③除外地の法務局公函 ④事業計画書⑤その他上記記載内容を補足する資料

※除外申出書様式については、町産業振興課農林係、町民課町民係、六郷支所庶務係に用意してあります。

【問い合わせ】町産業振興課農林係 ☎055(2)40-4157

■計画的な農地の草刈りを

(雑草で周囲の人が迷惑します)
～農地の適正管理について～

- ・農地等の所有者や管理者は、「農地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例」で雑草の除去など、環境衛生上必要な管理を行わなければなりません。
- ・農作物を栽培していない農地では、雑草等が生い茂っていると、病害虫の発生や不法投棄を誘発する原因となります。農地の所有者や管理者は周囲の農作物に影響がでないよう、雑草が伸びたら早めに草刈りをして下さい。

『優良農地を維持していくためには、
周りのみなさまの協力が必要です。』

※雑草除去業者のあっせんを希望する方は、産業振興課までご連絡下さい。

【問い合わせ】産業振興課農林係 ☎055-240-4157

■7月12日は農業委員会委員 一般選挙の日です

農業委員は農業および農業者の真の代表です。みなさんの農業経営の発展を支援する、重要な任務をもっています。

【告示・立候補者届出受付・立候補者辞退期限】
7月7日(火)午前8時30分から午後5時まで 町役場本庁舎大会議室

【投票日】
7月12日(日)午前7時から午後8時まで
※第5投票所(下芦川地域集会所)、第12投票所(岩下公民館)は午後7時まで。
※投票所については告示日に発送する投票所入場券に記載されている投票所にお出かけ下さい。

【問い合わせ】
市川三郷町選挙管理委員会
☎055-272-1101(内線206)